

1 第1 二郎に対する損害賠償請求

2 1 請求原因 - 不法行為に基づく損害賠償請求権

3 (1) まず、一郎は、直接の加害者である二郎に対し、民法709条の不法
4 行為に基づく損害賠償請求をすることが考えられる。

5 (2) 民法709条が定める不法行為に基づく損害賠償請求の要件は、①権
6 利侵害行為、②①についての故意または過失、③損害の発生、及び④権
7 利侵害行為と損害との間の相当因果関係である。

8 (3) 本件では、二郎が故意に一郎の背後から体当たりして一郎を転倒させ
9 ており (①②)、その結果、一郎は頸椎捻挫の傷害を負い、また後遺障害
10 等級14級9号の後遺症を負ったものである (③④)、これらの損害
11 につき、二郎には不法行為責任が成立する。

12 (4) この場合の具体的な損害項目としては、まず、①通院治療費及び②通
13 院交通費の外、③ (中学生の一郎については考えにくい) 通院による
14 逸失利益や、④負傷から症状固定まで191日間に亘り通院を余儀なく
15 されたことに対する慰謝料が考えられる。

16 また、一郎は後遺障害等級14級9号の後遺症を負っているところ、
17 ⑤かかる後遺症によって将来における労働能力を喪失したことについ
18 ての逸失利益、及び⑥後遺症を負ったことについての慰謝料も二郎の行
19 為と相当因果関係のある損害として賠償の対象になる。

20 (5) なお、上記⑤の後遺症逸失利益の算定に関し、一郎は、将来脳外科医
21 となる夢を抱いているものの、未だ中学校1年生であり、現実に脳外科
22 医となれるかどうかは不確実であるため、これを考慮して逸失利益を算
23 定することはできないと考える。

1 (6) 以上より，二郎の行為は，民法709条の不法行為の要件を充足し，
2 一郎は，二郎に対し，後記責任能力が否定されない限り，上記①ないし
3 ⑥の損害賠償を請求することができる（但し，⑤については，全年齢
4 における平均賃金を基礎として算定した逸失利益を限度とする。）。

5 2 抗弁 - 責任能力

6 もっとも，二郎は，行為当時13歳の中学1年生であるため，責任無
7 能力者として，民法712条により免責されないか。

8 民法712条の「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能」とは，
9 加害行為につき法的責任が発生しうることを認識できるだけの知的能力
10 を有していることをいい，その有無については，行為者の判断能力の程
11 度や加害行為の種類等に照らし実質的に判断されることになり，裁判例
12 においては，責任能力が否定されるのは概ね11歳から13歳程度まで
13 とされている。

14 本問の二郎については，既に13歳であり，特段判断能力に問題があ
15 るとの事情はないので，責任能力は認められ，不法行為責任は否定され
16 ない可能性が高いが，他方で，具体的な二郎の判断能力の程度や，加害
17 行為が突発的なものであること等の事情から，責任能力が否定される可
18 能性も一定程度ある。

19 第2 二郎の親権者に対する損害賠償請求

20 1 上記第1の「2」により，二郎の責任能力が否定される場合，一郎と
21 しては，民法714条1項本文に基づき，二郎の親権者に対して損害賠
22 償請求をすることが考えられる。

23 民法714条1項本文の要件は，①責任無能力者の行為につき不法行

1 為の要件を充足していること，②直接の加害行為者が責任無能力者であ
2 ること，及び③請求の相手方が責任無能力者の法律上の監督義務者であ
3 ること，である。

4 第1で検討した通り，①二郎の行為は不法行為の要件を充足しており，
5 また，②二郎の責任能力が否定される場合，二郎は責任無能力者である。
6 そして，③親権者については，民法820条により，子に対する法律上
7 の監護義務がある。

8 そこで，二郎の親権者は，民法714条1項本文の監督義務者の責任
9 を負うと考えられる。

10 2 なお，民法714条1項但書によれば，監督義務者が監督を怠らなか
11 ったこと，または監督を怠らなくても損害が発生したことを証明できた
12 場合には，監督義務者の責任が否定され得る。しかしながら，未成年者
13 の親権者は，未成年者の全生活領域にわたって，未成年者が他害行為を
14 しないよう一般的に指導・監督する義務を負うため，實際上，親権者が
15 同項但書による免責を受けられるのは，親権者の監護教育の状況に問題
16 がないことを前提に，加害行為が，専ら代理監督者の監督義務下で行わ
17 れ，かつそれが学校生活において通常発生することが予想できるような
18 性質のものである場合に限られると解される。

19 本件は，課外活動ではあるものの，学校における正規の部活動中に起
20 きた事故であるところ，このような正規の部活動については，専ら代理
21 監督者としての学校に監督が委ねられていると言える。また，運動部の
22 部活動中に学生が感情的になり他の学生に暴行を加えることは通常発生
23 することが予想される性質のものといえるから，二郎の親権者の二郎に

1 対する監護教育の状況に問題が認められなければ、二郎の親権者は免責
2 される可能性がある。

3 3 以上より、二郎につき責任能力が否定される場合には、一郎は、民法
4 7 1 4 条 1 項本文に基づき、二郎の親権者に対し、損害賠償請求をする
5 ことができるが、二郎に対する親権者の監護養育の状況次第では、親権
6 者は、同項但書により、免責される可能性がある。

7 第3 三郎に対する損害賠償請求

8 1 次に、一郎は、二郎を煽った三郎に対しても、損害賠償請求をするこ
9 とができないか。

10 2 この点については、直接の加害行為者でなくても、不法行為者を教唆
11 ないし幫助した者には、共同不法行為が成立し得る（民法7 1 9 条2 項）。

12 3 三郎は、直接加害行為を行った訳ではないが、サッカー部OBという
13 立場で、年齢的にも高校3年生であり、二郎に対し、心理的に一定の影
14 響力を行使し得る立場にあったものであり、二郎は、このような立場に
15 ある三郎に煽られて触発された結果、一郎に対する加害行為を行ったも
16 のである。

17 4 そうすると、三郎は、少なくとも二郎の不法行為を幫助したものと認
18 められ、民法7 1 9 条2 項により、共同不法行為責任を負う。

19 5 但し、三郎は、そばで煽っただけであり、直接頸椎捻挫の原因となる
20 加害行為を行った訳ではないから、損害発生に対する寄与度は二郎より
21 も小さいと考えられる。

22 そのため、三郎の責任については、結果発生への寄与度に応じ、一定程
23 度減責が認められるべきと考える。

1 **第4 三郎の親権者に対する損害賠償請求**

2 1 仮に、三郎につき共同不法行為の成立が認められる場合、その責任に
3 ついて、三郎の親権者に対して損害賠償請求をすることは可能か。三郎
4 は既に高校3年生であり責任能力は認められると考えられるところ、こ
5 のように責任能力者の不法行為につき、親権者についても不法行為責任
6 を追及できるかが問題となる。

7 2 この点、民法714条1項本文には、「前2条の規定により責任無能力
8 者がその責任を負わない場合において」と規定されており、責任能力者
9 が自ら不法行為責任を負う場合に同条を適用することはできない。

10 3 しかしながら、このような場合であっても、責任能力者である子が、
11 被害者に対し加害行為を行い、損害を発生させたことにつき、親権者に
12 具体的予見可能性があったにも拘らず、これを漫然と放置したというよ
13 うな事情がある場合には、親権者について、子の不法行為とは別途、民
14 法709条の不法行為責任が成立する余地はある。

15 但し、この場合には、民法714条1項本文とは異なり、親権者の行
16 為が独立して不法行為の要件を充足する必要があるため、子が加害行為
17 を行うことに対する予見可能性は一般的・抽象的なものでは足りず、具
18 体的なものであることを要する。

19 4 本件では、具体的な事情が明らかではないが、三郎が、危険な行為を
20 行う具体的な予見可能性があったにも拘らず、三郎の親権者がこれを放
21 置したという事情等が認められる場合には、三郎の不法行為責任とは別
22 に、三郎の親権者にも民法709条の不法行為責任が生じる余地がある。

23 **第5 学校ないし市に対する損害賠償請求**

1 さらに、事故当時、サッカー部顧問の川田教諭が教員会議に出席して
2 不在であったことにつき、一郎は、学校等の責任を追及することが考え
3 られる。この場合の責任主体は、A中学校が私立中学校であるか公立中
4 学校であるかにより異なると考えられるので、以下、場合を分けて検討
5 する。

6 1 A中学校が私立中学校の場合

7 (1) A中学校が私立中学校の場合、A中学校が、民法714条2項の「代
8 理監督者」として、二郎の不法行為につき責任を負わないかが問題とな
9 る。

10 (2) この点については、まず、本件のような学校事故の場合に、民法71
11 4条2項の「代理監督者」として責任を負うのが、直接現場で生徒を指
12 導する教諭なのか、あるいは組織体として生徒の監督を委託された学校
13 かについては争いがあるが、担当教諭個人に民法714条2項の責任を
14 負わせることは酷であること等から、私は、組織体としての学校が「代
15 理監督者」として責任を負うと考える。

16 (3) そして、本件は、A中学校が認可した正規の部活動中に起こった事故
17 であり、このような部活動中の行動については、学校が親から監督を委
18 託され、専ら学校が責任を負うべきものと考えられるから、二郎の行為
19 について、A中学校が「代理監督者」として責任を負う。

20 (4) そこで、代理監督者としてのA中学校が、二郎の加害行為につき監督
21 を怠らなかったこと、あるいは監督を怠らなくても損害が発生したこと
22 を証明できない限り（民法714条1項但書）、A中学校は民法714条
23 2項の責任を免れない。

1 (5) 本件では、確かに、川田教諭は、事故当時職員会議に出席して不
2 在であったものの、二郎が一郎に加害行為を行う前の時点で、一郎がた
3 びたび反則行為を繰り返していた上、遂には二郎に対してトリッピング
4 をしたことに腹を立てた二郎が加害行為に及んだという事情がある。こ
5 のことからすれば、顧問の川田教諭としては、一郎に対し、職員会議に
6 出席する前の時点において、反則行為を行わないよう適切に指導する等
7 しておくべきであり、適切に指導が行われていれば、二郎による加害行
8 為は発生しなかった可能性が十分に認められる。それにも拘らず、川田
9 教諭が適切に指導・監督を行わないまま不在にしていた状況で、二郎に
10 による加害行為が発生したものであることからすれば、A中学校は民法7
11 14条2項の責任を免れることができないと考えられる。

12 2 A中学校が公立中学校である場合

13 他方、A中学校が公立中学校である場合には、公務員である川田教諭
14 の過失行為につき、川田教諭が所属する地方公共団体が、国家賠償法1
15 条1項により、損害賠償責任を負うことになる。

16 公立中学校の教師として、公権力の行使にあたる公務員としての川田
17 教諭が、その監督義務を怠り、一郎に損害が発生したことは上記「1」
18 で述べたとおりであるから、A中学校が公立中学校の場合には、一郎は、
19 A中学校を運営する地方公共団体（吹田市ないし大阪府）に対して、国
20 家賠償法1条1項に基づき、損害賠償請求をすることができる。

21 第6 共同不法行為の成立について

22 最後に、二郎、二郎の親権者、三郎、三郎の親権者及びA中学校ない
23 し地方公共団体（吹田市または大阪府）の不法行為は、相互に関連協同

1 性が認められるため，民法719条1項ないし2項の共同不法行為が成
2 立し，不真正連帯債務となる（三郎ないし三郎の親権者については，寄
3 与度に応じた責任の範囲で不真正連帯債務が成立する。）。

4 以 上